

【協同組合から重要なお知らせ】

平素は、名古屋市歯科医師会協同組合をご利用戴き、まことにありがとうございます。

この度、保険業法の改正により、火災保険の料率に変更される事になりましたので、先生方にお知らせ致します。

掛け金は、職作業種別、建物の構造、築年数などにより上がる場合、下がる場合があります。この保険料率の変更は、民間の保険会社では一斉に平成22年1月1日から実施される予定です。ただし愛知火災共済では、しばらく動向をみて、料率、時期などを決めるとの事です。

業種別・作業種別で「割増なし(事業所等)」が、我々の診療所に当たるそうですが、その中で特に問題になるのは構造級別で、特級1級のもので、掛け金が17.99%アップとなります。このような場合、対策として、現行の火災保険を一端解約し、何年か一括して掛け金を納めて火災保険をかけ直し、アップ分を回避するといった方法もあるようです。

いずれにしましても、非常に複雑で、解りにくい点がございます。年末で急な事ではありますが、先生方ご自身が関わっておられる損保会社にお尋ね戴きますよう、お願い致します。

H21年12月21日 名古屋市歯科医師会協同組合